

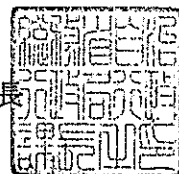


総行行第288号
29初健食第32号
平成29年11月30日

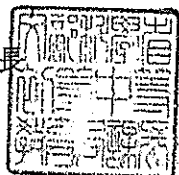
各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長
各都道府県教育委員会総務主管部課長
各指定都市教育委員会総務主管部課長

殿

総務省自治行政局行政課長



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長



学校給食費の徴収等の事務の私人への委託について

平成29年地方分権改革に関する提案募集において、保護者が負担する学校給食費の納付に係る利便性の向上のため、コンビニエンスストア等で納付することができるよう、学校給食費の徴収又は収納の事務を私人に委託をすることについて提案がありました。

本提案の内容については、現行においても実施可能であり、下記のとおり通知します。

なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長・議会の議長及び教育委員会に対し、この趣旨を周知願います。

また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

学校給食費は、児童生徒が喫食する学校給食の対価として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第4号に規定する物品売払代金に該当することから、同項に基づき、学校給食費の徴収又は収納の事務を私人に委託することができること。

【本件担当】

総務省自治行政局

行政課行政第三係

TEL：03-5253-5111（内線5510）

E-mail：k.minamitani@soumu.go.jp

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係

TEL：03-5253-4111（内線2694）

E-mail：shoku@mext.go.jp